

諫早市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）新旧対照表

改正案					現 行						
3. 産業の振興 (1)・(2) (略) (3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					3. 産業の振興 (1)・(2) (略) (3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤 整備	農業	(略)	(略)		2 産業の振興	(1) 基盤 整備	農業	(略)	(略)	
		林業	(略)	(略)				林業	(略)	(略)	
		水産業	県営水産環境整備事業 有明海海底耕耘	県				水産業	県営水産環境整備事業 有明海海底耕耘	県	
			県営港湾整備事業 小長井港 岸壁、泊地、船揚場改良等	県					(新設)		
	(2) 漁港施設		(略)	(略)		(2) 漁港施設		(略)	(略)		
	(3) 経営 近代化施設	農業	(略)	(略)		(3) 経営 近代化施設	農業	(略)	(略)	(略)	
		水産業	(略)	(略)			水産業	(略)	(略)	(略)	
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設		(略)	(略)		(4) 地場産業の振興 技能修得施設		(略)	(略)	(略)	
	(9) 観光又はレクリエー ション		(略)	(略)		(9) 観光又はレクリエー ション		(略)	(略)	(略)	
	(10) 過 疎地域持続 的発展特別 事業	第1次産業	(略)	(略)		(10) 過 疎地域持続 的発展特別 事業	第1次産業	(略)	(略)	(略)	
商工業・6次 産業化		(略)	(略)		商工業・6次 産業化		(略)	(略)	(略)		
観光		(略)	(略)		観光		(略)	(略)	(略)		

改正案					現 行						
		企業誘致	(略)	(略)			企業誘致	(略)	(略)		
		その他	(略)	(略)			その他	(略)	(略)		
	(11) その他		(略)	(略)		(11) その他		(略)	(略)		
<p>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～7年度)</p>					<p>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～7年度)</p>						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村道	道路	(略)	(略)		4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村道	道路	(略)	(略)	
		橋りょう	(略)	(略)				橋りょう	(略)	(略)	
			市道風生鬼塚線 (無名橋4) 橋梁架替工事 L=18.9m、W=1.9m	市					市道風生鬼塚線 (無名橋4) 橋梁架替工事 L=18.9m、W=1.9m	市	
			市道尾ノ上線 (跨線橋) 橋梁架替工事 L=13.0m、W=1.10m	市					(新設)		
			市道友尻線 (友尻橋) 外11橋 橋梁補修工事	市					(新設)		
	その他	(略)	(略)		その他	(略)	(略)				
	(2) 農道	(略)	(略)		(2) 農道	(略)	(略)				
(3) 林道	(略)	(略)		(3) 林道	(略)	(略)					
(10) その他	バス・駅待合所施設改修事業		市		(10) その他	バス・駅待合所施設改修事業		市			
	県道小長井線道路改良工事 L=30m、W=5.5(7.0)m		県			(新設)					

改正案					現 行				
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1)・(2) (略) (3)計画 事業計画 (令和3年度～7年度)					7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1)・(2) (略) (3)計画 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	児童福祉	(略)	(略)	6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	児童福祉	(略)	(略)
		高齢者・障 害者福祉	(略)	(略)			高齢者・障 害者福祉	(略)	(略)
		健康づくり	(略)	(略)			健康づくり	(略)	(略)
		成人健康診査事業		市			成人健康診査事業		市
	その他	民生委員活動援助事業		市		その他	民生委員活動援助事業		民児協
		地域福祉活動推進事業		市			地域福祉活動推進事業		地区社協
		基金積立	(略)	(略)			基金積立	(略)	(略)

改正案					現 行							
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分							
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	放課後児童健全育成事業 【内容】学童クラブに対する、①放課後児童健全育成事業、②放課後子ども環境整備事業、③放課後児童クラブ支援事業（障害児受入、送迎支援）、④放課後児童支援員等処遇改善事業、⑤放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、⑥障害児受入強化推進事業、⑦小規模放課後児童クラブ支援事業、⑧放課後児童クラブ育成支援体制強化事業、⑨母子（父子）家庭等児童助成事業などを実施し学童クラブの運営費に補助するもの。 【必要性】女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末などに児童が安心して生活できる居場所を確保する必要がある。 【効果等】次代を担う児童の、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全育成が図られる。	市	児童の健全育成を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	放課後児童健全育成事業 【内容】学童クラブに対する、①放課後児童健全育成事業、②放課後子ども環境整備事業、③放課後児童クラブ支援事業（障害児受入、送迎支援）、④放課後児童支援員等処遇改善事業、⑤放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、⑥障害児受入強化推進事業、⑦小規模放課後児童クラブ支援事業、 ⑧母子（父子）家庭等児童助成事業などを実施し学童クラブの運営費に補助するもの。 【必要性】女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末などに児童が安心して生活できる居場所を確保する必要がある。 【効果等】次代を担う児童の、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全育成が図られる。	市	児童の健全育成を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。	
		高齢者・障害者福祉	(略)	(略)	(略)			高齢者・障害者福祉	(略)	(略)	(略)	(略)
		健康づくり	(略)	(略)	(略)			健康づくり	(略)	(略)	(略)	(略)
		成人健康診査事業 【内容】胃がん検診など各種がん検診を行う。 【必要性】各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療と正しい知識の啓発を行い、市民の健康増進を図る必要がある。 【効果等】がん検診の受診を促進し、毎年約90人にがんが発見されており早期治療につながっている。	市	市民の健康増進を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。			成人健康診査事業 【内容】胃がん検診など各種がん検診を行う。 【必要性】各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療と正しい知識の啓発を行い、市民の健康増進を図る必要がある。 【効果等】がん検診の受診を促進し、毎年約90人にがんが発見されており早期治療につながっている。	市	市民の健康増進を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。			

改正案				現 行					
	その他	<p>民生委員活動援助事業</p> <p>【内容】民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。</p> <p>【必要性】民生委員活動及び地区民児協等の事業運営の充実を図り、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。</p> <p>【効果等】地域におけるきめ細やかな見守り活動や個別支援活動による地域福祉の向上。</p>	市	<p>住民の福祉の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>		その他	<p>民生委員活動援助事業</p> <p>【内容】民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。</p> <p>【必要性】民生委員活動及び地区民児協等の事業運営の充実を図り、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。</p> <p>【効果等】地域におけるきめ細やかな見守り活動や個別支援活動による地域福祉の向上。</p>	民児協	<p>住民の福祉の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>地域福祉活動推進事業</p> <p>【内容】諫早市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の主体である地区(校区)社会福祉協議会の活動を支援することで、活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】複雑化・多様化する生活課題や福祉ニーズに適切に対応していくためには、公的な福祉サービスの充実・提供と併せ、地域住民がお互いに助け合い、地域全体で支え合う地域福祉の充実が必要不可欠である。</p> <p>【効果等】地域と行政が一体となった地域福祉の更なる推進。</p>	市	<p>地域福祉の充実を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>		地域福祉活動推進事業	地区社協	<p>地域福祉の充実を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
	基金積立	(略)	(略)			基金積立	(略)	(略)	